

393-756



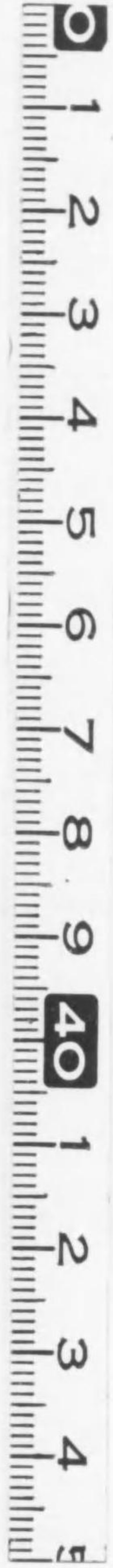
1200501462643

現代支那の教育

池田 孝著

東亞研究講座
第六十二輯

東亞研究會

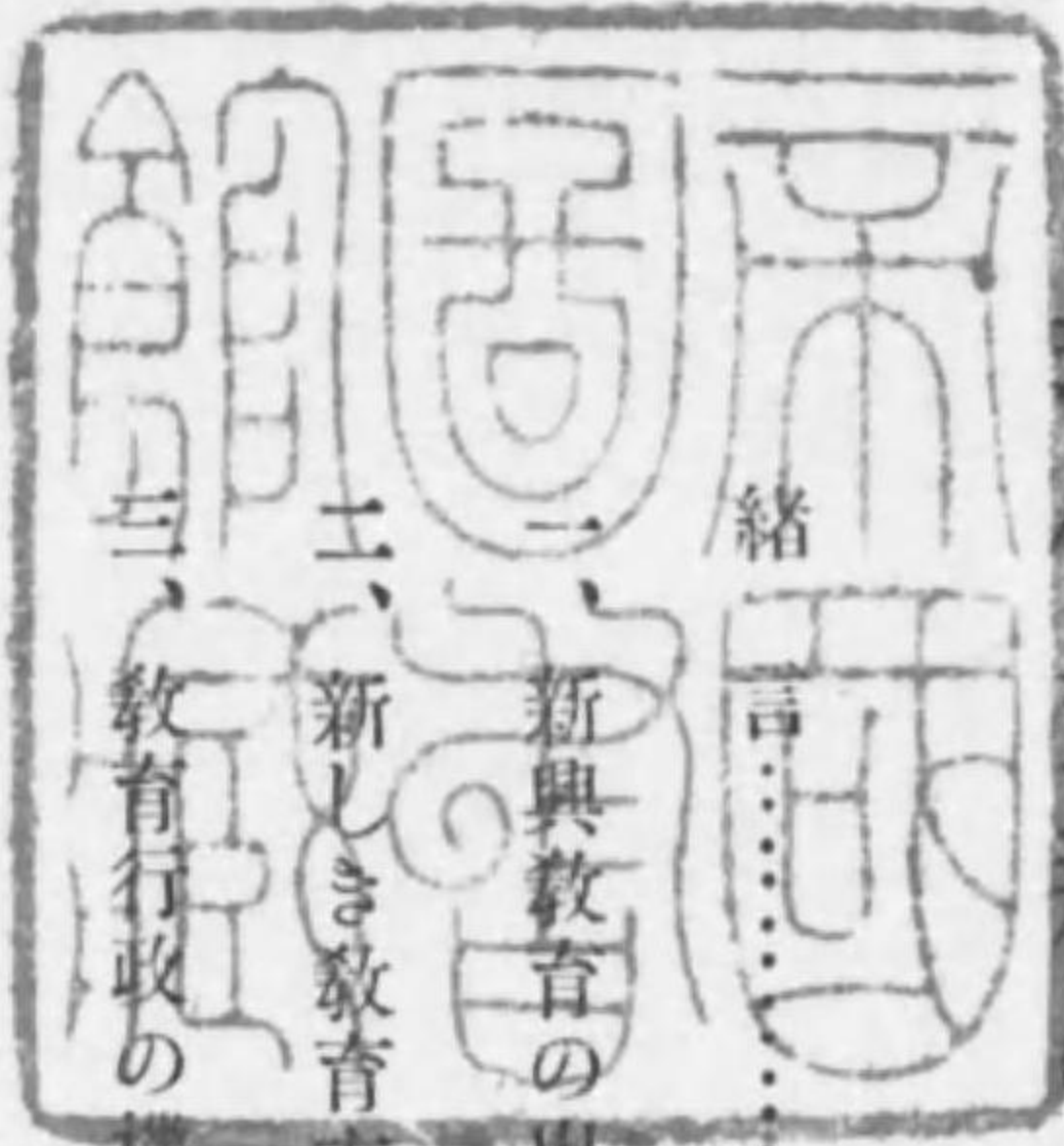


始



現代支那の教育

(目次)



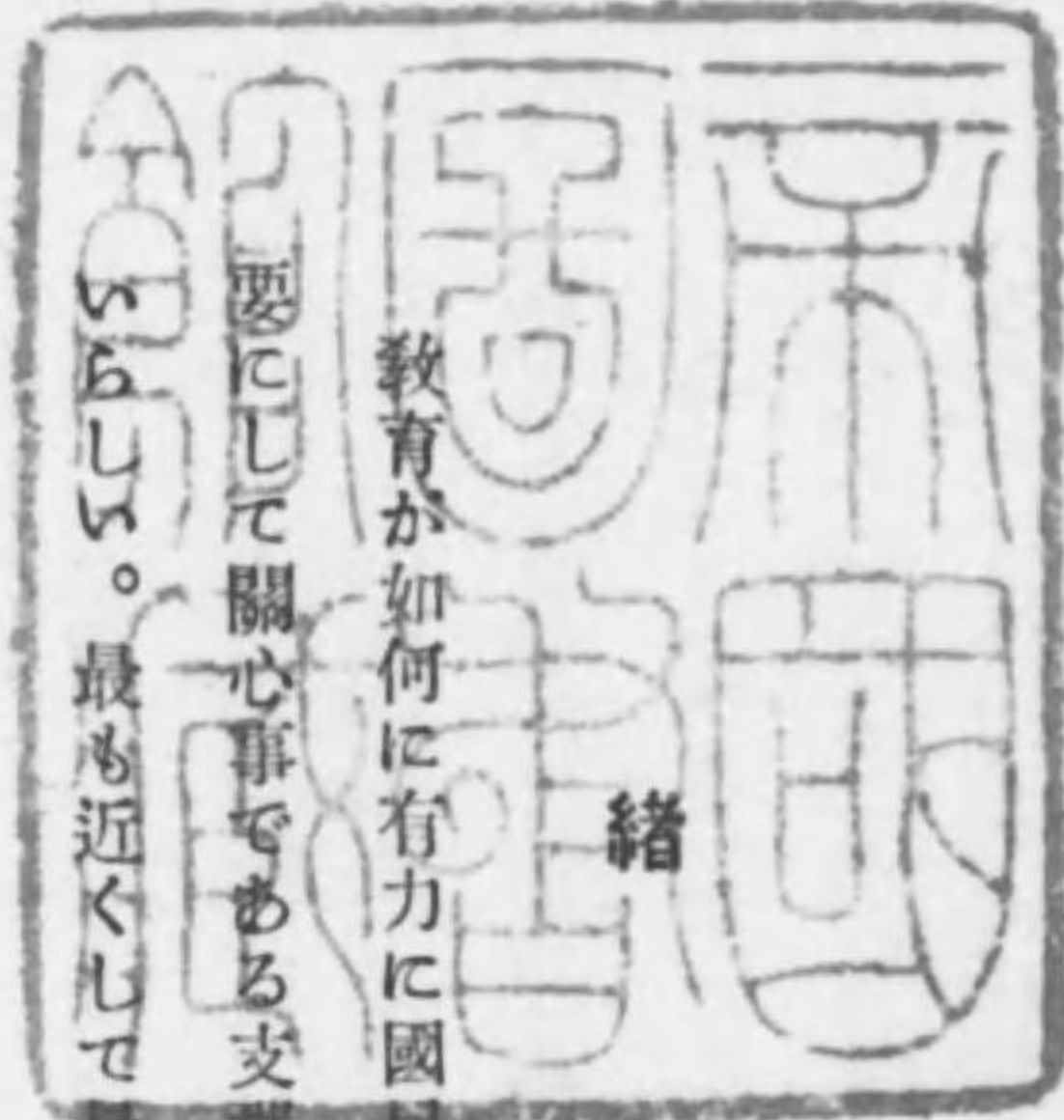
緒言……………	一
一、新興教育の出生……………	三
二、新しき教育方針……………	三
三、教育行政の機關……………	三
四、支那教育の方法……………	一六
五、教育機關の現状……………	三三
〔附録〕 留學生の近況……………	五〇



393-756

現代支那の教育

池田孝著



緒言

教育が如何に有力に國民を指導統一するかは、今更述べるまでもなく明かであるが、その重要にして關心事である支那の教育界の状況を詳しく知つて居る者は現在の日本には餘り多くない。最も近くして最も利害關係があり、最もよく理解してゐなければならぬ筈の日本が。

滿洲事變、上海事變をきっかけに日本の朝野は今更の如く事新らしく支那の排日教育を騒ぎ立てた。そして排日教育教材の蒐集暴露にやつきとなつた。しかしさふした熱病も二三冊の出版物報告書によつて終りをつげた。支那教育界の現状は仍然として不明である。否、不明であ

るのみならず一般はそれを知らふともしてゐないらしい。憐むべきもの、悲しむべきもの、それは他でなくて日本である。支那に對して餘りにも無關心である日本である。

國民の大半は無學文盲であると日本人は云ふ。然り、支那はその國民の大半どころか總人口の八割までが字を知らない。此の點に於て日本の通用語は決して間違がつては居ない。しかし問題は單に教育を受けたもの文字を知る者のみを以て批判することは早計である。むしろ吾々の注意すべき點は有教育者の多少よりも、彼等が如何なる教育を如何に受けてゐるかといふことであらねばならない。排日教育とは何ぞ、それは教育を受けた者、文字を知る者ではなくて教育そのもの、内容である。

滿洲事變後彼の國では急速に軍事教育が勃興しつゝある。軍事教育、これも文字を知る者の數ではなく、教育の内容である。新しき支那は決して舊い教育をそのまま國民におしつけてゐるのではない。日進月歩の新しい教育が新しき方針のもとに傳へられてゐるのである。

一、新興教育の出生

舊きもの、破壊と、新しきもの、創造とは社會生活の必然的要求である。物質方面の變遷、人口の増加、戦争の勃發、思想の變遷、異種文明との接觸等々、清末舊教育、舊社會の破壊は即ち新教育、新社會の出生であつた。支那の經濟社會が、産業革命から遠く離れて永い睡眠を續けてゐる間に、西歐では既に産業文明と資本主義的生産組織とが顯著なる發達を示し、それは全世界の統一に向つて活動を開始したのみならず、此の文明の體系、此の生産の組織は、それに特種な思想體系を固持し、あらゆるものを自己の體内に巻き込まずにはをかなかつた。

一八四〇年代の阿片戦争、及び一八六四年のゴルドン大佐の太平天國革命の鎮壓等によつて外國人の偉大さを知つた支那は、自國を最大、最善のものと考へてゐた所謂『中華思想』が極めて旺盛であつたにも拘らず、遂に識者の中には西學の學ぶべきを痛感する者が出で、特に長年の間、太平天國の討伐に當つて慘澹たる苦心をなめさせられてゐた曾國藩は誰よりも先にこれを感じたのであるが、それが爲め、要職にあつた彼はその地位を利用して、先づ上海に「製造局」を設立し、これに「方言館」なるものを附設して、急をおぎなふため外書の翻譯を行はしめた。然して一八六七年には、彼は又、更に北京に「同文館」を立て、より積極的に

外國の言語、文字の研究を奨励した。此の時現れた名翻譯家に李素蘭、華蘅芳、趙仲涵等があつたが、然し當時の支那は覺醒期の支那のことゝて、翻譯書の大部分が、當時、『格致』の書と稱されてゐた科學書及び歴史、政治、法制と云つた種類のものであつた。「若し支那が八十年前に阿片戦争がなかつたならば、外國人との通商も、大方、國際上の公平な交易をするだけであつたであらふと思ふ。而して其處には新式教育は云ふまでもなく、社會現象も決して現在のやふではない。若し又、支那が阿片戦争後、國勢振興し、世界の強國と列し、日支戦争にも勝ち或は庚子の役にも勝つてゐたら、現在の教育制度ではなく、必ずもとの千餘年來傳へて來た科學制と書院制を未だに遵行して居たであらふ。」

光緒二十八年（一九〇二年）張百熙の學堂章程の上奏によつて、科學の制は廢止され、二十九年、「學堂章程」が發布された。學堂章程の發布は、支那に於ける統一的な新學制の最初の制定であるが、これは先にも述べた如く、全く外力によるもので、特に日清戦争による支那の大敗は、右章程發布の決定的原因をなすものであつた。即ち戦争の大敗は、支那自身をしてそれ

が起因を専ら自國內に於ける教育の普及、整頓に缺く所あるが爲めであることを感知せしめ、光緒二十八年、吳汝倫、紹英等を我が國に派遣して、日本の學制其他を研究せしめ、その結果に基いて立案、發布せられたことよりも明かである。章程の一部を詳述すれば、彼は學堂を分つて高等、中等、初等の三とし、大學堂の修業年限を三年、高等學堂も同様に三年、中學堂四年、小學堂は尋常、高等各三年づゝとしてゐる。右は實に支那學制の最初の設定で、この時日本から支那の各方面にわたる教員が續々派遣され、従つて又、日本の書籍、各種教授用の器具、其他もおびただしく輸出された。所が超えて數年、民國革命の成功と共に、その氣運も著しく變化し、日本より招聘せられてゐた教員も追々歸國し、次第に日本式教育を離れて歐式教育への接近を示して行つた。でも民國初年の革命政府によつて發表された學制は猶ほ大體に於て日本の制度を模倣してゐたのであるが、國民政府の南遷後は右の事情が全く一變してしまつてゐる。

二、新しき教育方針

國民政府は、民國十一年に至り、從來の教育が日本のそれを餘りにも模倣したもので、従つて支那の事情に適しない所がまゝ生ずるとの理由によつて、民國十年前後二回に亘る全國教育會議の結果、これが革新を企て、會議の決議に基いて新學制を制定公布した。右學制の大要は主として組織に於てはフランスの學區制度を採用し、學校の系統に於ては、アメリカの制度を多分に取り入れてゐる。即ち三三制を取り、就中地方の事情に適合せしめることを以て主眼としてゐるなどは、アメリカの教育制度を模倣したもので、又それだけ變通自在のあるわけである。

ところが制度に於て佛、米を模倣した支那も、民國十六年の南京奠都によつて、内外の情勢頗る變化し、國民黨治精神の貫徹、提高の主張が高まり、黨化教育實施の問題が議題に上つた。民國十六年六月、上海特別市市黨部黨化教育委員會は突然、宣言書を發表し、「吾黨は既に黨治國を以て相召號す。故に特種の教育を以て之が準備をなさざるべからず。」と述べて黨化教

育の必要を説き、更に八月には浙江省政府の黨化教育實施五條の大綱訂定、又同月中央教育行政委員會の黨化教育施行辦法草案の議定が行はれた。しかして十七年の五月に至るや、大學院は全國教育會議を召開し、明かに「三民主義教育」なる名稱を用ひることを議決し、八月には中央黨部訓練部も三民主義を以て教育の宗旨となすべきを提議、確定した。

民國十八年四月、國民政府は正式に「中華民國教育宗旨及び其の實施方針」を公布し、三民主義を以て教育の宗旨とした。そこで小學校より大學に至るすべての學校は、黨義科を設け、黨部の檢定に合格した黨員を黨義科の教員として加へなければならなかつた。民國二十年五月の國民會議を通過した訓政時期約法中にも、其の國民教育の章に、三民主義を以て中華民國教育の根本原則となす旨を明かに規定してゐる。故に支那に於ける新教育の新しき方針は、一にかゝつて右の民國十八年に發表された「中華民國教育宗旨及び其實施方針」に存してゐると云つてよい。先づそれを述べれば

甲 教育宗旨

中華民國の教育は、三民主義を根據とし、人民生活を充實せしめ、社會生存を扶植し、國民

生計を發展せしめ、民族生命の延續を目的として、民族の獨立、民權の普遍、並びに民生の發展を期し、世界大同を促進す。

八

乙 實施方針

前項教育宗旨の實施は、應に左の方針を遵守すべし。

一、各級學校に於ける三民主義教育は、全體課程、及び課外作業の全般を貫通すべし。地理歴史教科にて民族の眞諦を闡明し、生活の訓練を集中すべし、民權主義の運用には、各種生産勞働の實習を以てし、民主主義の基礎を培養すべし。

二、普通教育は必ず總理の遺教を根據とし、兒童及び青年に、『忠孝、仁愛、信義、和平』の國民道德を教へ、國民生活の技能を養成し、生産能力を増進せしむることを以て主要目的とすべし。

三、社會教育は必ず人民をして、近代都市及び農村生活の常識、及び家庭の經濟、技能の改善、公民自治に必要な資格を具備せしめ、公共事業及び森林園地を保護する習慣を持たしめ養老、救恤、防災、互助の精神を扶植すべし。

四、大學及び専門教育は實用科學に注意し、科學の内容を充實せしめて専門の知識、技能を養成し、國家社會に對する服務の健全なる品格を與ふべし。

五、師範教育は三民主義を實現せしむる國民教育の本源をなすものなれば、最も適應せる科學教育及び最も嚴格なる身心訓練を施し、一般國民道德上、學術上、最も健全なる教師の資格を養成することを以て主要なる任務となすべし。しかして可能なる範圍内に於て、それが獨立の設置に意を用ひ、並びに力を鄉村師範教育の發展に盡すべし。

六、男女教育の機會均等。女子教育は須らく意を健全なる徳性の陶冶、母性の特質の保持、並びに良好なる家庭生活及び社會生活の建設に注ぐべし。

七、各々の學校及び社會教育は、應に國民の體育發展に注意し、中等學校及び大學専門學校は相當の軍事訓練を受くべし。體育發展の目的は、固より民族の體力増進に存するものなれば特に強健なる精神を鍛鍊し、規律正しき習慣を養成することを以て主要任務となすべし。

八、農業の發展は、農業教育機關の積極的施設に基くべし。凡そ農業生産方法の改進、農民技術の增高、農村組織と農民生活の改善、農業科學知識の普及、及び農民の生産消費組合の促進

九

は、須らく全力を以てそれが完成につとめ、並に産業界と密接なる關係を保つて實用に裨益する所あるべし。

右黨義教育の實施は、云ふまでもなく國民黨支那の目的論的規定であり、教育の政治化、三民主義者の養成である。事實右の實施方針は現在では既に一步一步實行に移され、各學校にはみな總理孫文の肖像が掲げられ、その遺教の主要文句が左右に榜示されてゐる。特にその中でも「職業教育」と「軍事教育」は最近非常に際立つて顯著に獎勵され、識者の注目を引いてゐる。各々についての詳しい説明は後に述べることにして、たゞ此處では其の概要のみを一言してをくに止めてをくが

一、職業教育 職業教育即ち生産教育の提唱は、主として最近支那に於ける高等教育の漸次的普及、それに伴ふ卒業生の大量失職、就職難がそれのそもその原因をなすものであり、即ち北平大學の卒業生が、就職難に對する救済方法を國民政府に願ひ出、中央政治會議でこれが問題になり、更に民國二十三年八月、蔣介石が壇上、「生産教育」の重要性について論じたこ

とからしても明かであるが、しかし職業教育の獎勵關心は最近に於ける各國共通の現象であつて支那のみ成功し得るか否かは甚だ疑問である。たゞ從來の「死學問」から超脱して「生きて學問」「實際に役立つ學問」を要求することは教育上に於ける誠に好ましい情勢ではあるが、當事者にしてこれが單なる空言に止まり、具體的な方向を決するに躊躇するなれば、恐らくこれが成效は期し難いであらふと思はれる。

二、軍事教育 軍事訓練即ち學生に對する軍事教練は、一九三二年の滿洲事變以來大に唱導され、一の救國運動とすらなつてゐる。民間二十三年夏期休暇の一ヶ月間を南京、上海、杭州、武漢等の中心都市、及び江蘇、浙江、安徽、江西、湖北等の數省に於ける學生の軍事教練に費さしめ、教育部並びに軍事委員會が嚴重にそれを監督したことからしても、政府が如何に此の方面の事に注意してゐるか推察出来る。

民衆教育の發展、それによる文盲絶滅運動、及び農村教育の擴大等も支那教育の新しき方針の具體的な現れであり、特に昨年度から今年度にかけての民族主義文化の發揚運動、孔子教の復活は、教育の政治化といふことは勿論のこと、國民黨從來の三民主義化政策と對比して、又

別の意味からして極めて興味のあることがらであらふ。教育の新しい方向が奈邊に存してゐるかは、政治の動きと共にこれを見ることによつてのみその正體を明になし得るものである。

三、教育行政の機關

廣東時代の國民政府は、その教育行政機關として委員會制を取り、委員會は三名の常務委員と、會の下に秘書、參事、督學の三事務廳が設置されてゐた。ところが、民國十六年、政府の南京遷都によつて、該委員會主席蔡元培の官僚化教育改革案に基き、教育部を改めて大學院制を敷かふとする議案が提出され、同年六月それは時の政治會議を通過することによつて、十月一日大學院制が成立した。其處で蔡氏は自ら大學院長となり、教育行政委員會を取り消し、全國の學術及び教育行政の事務を掌中におさめた。

中華民國大學院の成立は右の如く蔡氏の意見によつて行はれたものであつたが、その後中央二屆四次、五次全體會議に於て右の教育機關に對する反對意見が續出し、政府は止むなく民國十七年十月再び行政院組織法の中に舊教育部を復活して、行政院十部の一にこれを列入し、大

學院制を取り消す旨を公布した。故に現行教育行政機關の最高中心は教育部にあるわけである。

x

x

x

現行教育行政機關の組織は大體に於て、一、中央教育部。二、省教育廳。三、縣教育局の三部に分れてゐる。組織概要を詳述すれば

(一)、教育部は全國の學術及び教育行政を管理する最高の機關であつて、行政院に直屬し、大學委員會、華僑教育設計委員會、秘書處、參事處、督學、及び高等教育、普通教育、社會教育、蒙藏教育、總務の五司、及び各種の臨時委員會に分れてゐる。

第一、高等教育司は、大學及び専門教育に關する事項、國外留學生の事務、學術機關の指導並に學位授與に關する事項等を掌管する。

第二、普通教育司は、中學教育、小學教育、幼稚教育、師範教育、職業教育に關する事項を包含する。

第三、社會教育司は、民衆教育、及び識字教育、即ち無學文盲者に文字を教へること、補習

教育、低能及び廢殘者の教育、美化教育、公共體育、圖書及び古物保存等の事務を掌る。

第四、蒙藏教育司は、蒙古、西藏の教育を調査し、且つその教育の振興を圖ると共に、この地方の教育に従事する教員の養成、就學獎勵等の事務を掌理する。

復、文化の發展、學術の促進、中等以下の學校に於ける所用圖書、標本等を審査する爲め、國立編譯館を設置してゐる。然して以上全部の事務は、すべて部長及び政務、常務の兩次長が之を綜理し監督することになつてゐる。

(二)、教育廳は省の組織法によつて設立され、省政府所屬の各廳の一をなし、廳長も亦、從つて省政府委員が之を兼任してゐる。たゞ異なる所は教育行政事務が仍然教育部の管轄を受けてゐること、他は前者と同様である。内部組織に於て各省や、相違を見るが、大體に於て四科或は五科、及び秘書、督學、技士等を分設してゐるのが普通である。

第一科は主として高等教育、中等教育、及び學術文化團體の事務を掌り、第二科は初等教育義務教育、及び地方教育の行政事務を、第三科は社會教育、及び圖書文献の保存事務を、然して第四科に於ては文書、會計、編輯及び庶務の事項を掌つてゐる。

右の外、省稽核委員會なるものもあつて、全省の教育費を稽核し、之を總管してゐる所もある。

(三)、縣教育局は純然たる地方教育行政機關であつて、縣の組織法による縣政府所屬の一局である。局長は縣長により試験に合格した者の中からこれを教育廳に選請して委員とする。故に其の行政事務は教育廳の管轄を受け、縣政府の監督と指揮によらなければならない。組織は地方的關係によつて各省や、不同であるが、浙江の「縣教育局組織法」は次の如くである。

此處では三課の外に縣督學、指導員を設け、更に教育委員會を別設して教育局の補助とし、全縣教育行政の事宜を籌議し、又、教育款産委員會は、全縣の教育款産を管理してゐる機關である。亦、各郷區には區教育員が設けられ、局長に代つて區教育の事宜を辦理してゐる。尙ほ右の外に二種の市教育局があるが、それは

- 一、中央直屬の市教育局 其の地位は省教育廳に等しく、全市の教育事宜を掌理してゐる。
- 二、省轄の市教育局 其の地位は縣教育局に等しく、内部組織も亦、縣教育局と大體同じである。

x x x

教育行政機關は大體右の如くであるが、特に別個の存在として支那には教育會なるものがある。此の教育會は公設のもので、教育會條例（民國十七年二月發布）により、各省、各市縣に設立され、その會員は現任教員、及び教育行政官を以て組織され、而して學制の改革は大綱をこの教育會の決議によつて作られることが例となつてゐる。即ち民國十一年に發布せられた教育制度の如き、いづれもこの教育會の代表者によつて制定せられたものであり、此の點、我が國の教育會とは餘程趣きを異にしてゐるものである。むしろその組織は我が農會に類似し、従つて教育會は政治に關係が深く、政治的に活動することも自然多くなり、政治的色彩が極めて濃厚である。

四、支那教育の方法

人を教へる爲めには教はるものは勿論のこと、教へる方に取つて最も必要なことは、如何なることがらを如何に教へるかである。其處で民國二十一年十二月二十一日の中央第四屆三中全

會では、これが目的達成の爲め、教材の基本と目的とを規定した「教育標準の確定、制度及び高等教育改善の決議案」を決議し、これを公表してゐる。それによれば、

一、國民教育に關するもの

A、國民教育は兒童をして、中國國民必須の常識を具備せしむるものなれば、其の内容として三民主義、國文、本國歴史、地理、世界歴史、地理、及び數學、衛生、自然科學等の初步知識を包括し、之を了解、且つ應用せしむべく、特に兒童の共同生活に對する習慣、及び刻苦強毅の訓練に意を注ぎ、且つ兒童に中華民族の過去の偉大なる事蹟及び偉大なる人物の言行を灌輸し、以て其の自信力及び愛國、愛民族の觀念を堅固にすべし。

B、四年或は六年の小學を以て、國民教育施行の場所とし、教育部から制定せる標準を全國小學に頒布し、これを一律に遵行せしめて、出入を許さず。もし四年の小學にして財力の關係により、一時に尙ほ普及し得ざるものは、則ち目下の救民なる意味よりして最短期間に、先づ短期の義務教育を行ひ、期間の完了を待つて短期小學を設立すべし。

C、中央及び各省は、各々一ヶ年間の歳入の百分の一を各縣小學擴充の用に當て、更に之が

出資率を逐年増加することによつて、若干年後に於ける、全國兒童の國民教育普及に力を注ぐべし。

D、現有學校の設備及び教師、或は準備經費を利用して民衆教育を擴張せしめ、以て地方自治の基礎を樹立すべし。

二、生産教育に関するもの

A、小學は兒童の環境にそくして、以て生産技能を授け、且つ其の労働習慣を養成せしめ、務めて小學卒業の兒童をして、一方に國民常識を具備せしむると共に、他方社會の生産分子たらしむべし。

B、各省市は職業學校の擴大に盡し、個人の捐資興學に對しては省教育廳及び市教育局は其の職業學校の設立を勸告し、又、個人經營の成績良好なる職業學校は、可能なる限り之を補助し、これに反して公私立中學にして成績不良なるもの、或は地方的に見てこれが必要を感じざるものは一律に職業學校に改辦して生産教育の實施に努むべし。

C、職業學校は、生産技能、労働習慣に注意し、必ずしも同一の卒業年限を規定し、且つ農

工、商等の各科に分科する必要なし、要は地方の需要に即して、單科の專設に意を注ぐべし。

D、職業學校は學費を徴收せざることを以て原則となし、貧困の子弟をして入學の機會を與ふべし。

E、高級職業學校は専門の技能に意を注ぎ、訓練は必ず實習と同一場所に於て之を行ひ、書物或は理論教育にのみかたよらざるべし。

F、高等職業學校は教育部が各省の需要を考察することによつて、急不急を斟酌し、逐次添設すべし。

三、師範教育に関するもの

A、中等師範教育機關は、簡易師範學校、師範學校等に分ち、均しく政府によつて辦理さるべし。

B、師範學校は中學と脱離して單獨に設立すべし。

C、現有の師範大學は力めて之が整理と改善を行ひ、其の組織課程訓育の各項をして、特に中等學校の教師を訓練せしむるの目的に合せしめ、以て普通大學と區別し、且つ師範學校等と

の聯絡を謀るべし。

D、大學に師範教育科を設け、凡そ大學卒業生にして、若し教師を望むものあれば、應に之を同科に入學せしめ、一ケ年間の教育を授くることを以て中等學校教師の資格修得者たらしむべし。師範科への進級者は、その待遇等師範大學生と同一なりとす。

E、師範學校及び師範大學は、概して學費を徴收せず、師範學校は政府より宿舍、食費、制服を與ふることを以て原則とす。

F、師範學校及び師範大學生は卒業後、教育部或は教育廳、市教育局の指定地點に服務し、滿期によつて始めて卒業證書を與へられ、然る後自由に招聘或は升學することを得、其の規定せられたる服務を忌避或は服務に忠實を缺く者は、資格を取り消し、費用を追徴することあるべし。

四、人才教育に關するもの

A、中學は人才準備の地なれば、程度を高め、内容を充實し、並に絶對嚴格訓練主義を取るべし。現有中學は整理或は淘汰を加へ、其の新設を請求するものありたる場合は、教育部は標

準を嚴格に規定し、制限に考慮を拂ふべし。

B、高級中學を文理科に分つことなく、現有の工、農、商等の高級中學は均しく職業學校に改むべし。

C、大學は宜しく程度を高め、内容を充實し、政府は毎年資金を與へて國立大學の成績よきものは之を補助すべし。

D、現有の國立、省立、或は私立大學に對して教育部は嚴重なる整理を行ひ、同一地方の院系の重複せるものある場合は、力めて之が合併を要求し、成績に大差あるもの及び校風の面目からざるものに對しては、即時封鎖を命ずべし。

E、高級中學及び大學は多額の獎學金を計上し、境遇の貧困にして成績優良の學生に便宜を與ふべし。

F、各省市及び私立大學或は學院は農、工、商、歷、理の各學院の設立を限度とし、文、法等を添設することを得ず。

G、各大學及び學院の課程は本國の教材に意を注ぐべし。

H、各私立大學及び學院に對して教育部はその情勢を斟酌し、卒業試験を行ふべし。

I、教育部は詳細に大學及び學院の訓育原則と辦法を訂定し、以て學生の善良なる品性と嚴格なる風紀を養成すべし。

x

x

x

次に問題になるのは右の教育標準を實現せしめる爲めの學科課定案であるが、この學科課程案の論議せられたのは、古く民國十一年のことで、即ち民國十一年十月第八回全國教育聯合會が、濟南に開催せられた際、中等學校及び初等學校に於ける標準となるべき學科課程を制定すべき必要が論議され、その結果として五名の委員が擧げられ、これが選定を委任されたが、委員達は翌十二年六月、上海に於ける最後の委員會に於て遂に「新學制課程標準綱要」を決定するに至つた。

ところが、民國十七年十月、教育部の成立によつて、委員會は有名無實の地位に追ひ遣られ委員會の決議は何等教育部によつて採用されることなく、教育部は別に専門家を招聘して「中小學課程起草委員會」を組織し、その任に當らしめた。起草委員會は民國十八年八月に至り、

大體の標準を草擬した後、これを先づ各省市に通令して試行しめ、一ケ年を定めて試験研究の期間となした。

「其の制定せる小學、初級中學及び高級中學普通課標準は、尙ほ純粹兒童本位の課程標準なりと云ふを得ざるも、曩に少數人士の主觀的意見に基き急造せる課程標準に比するときは優れる所多し」

と前委員會の決議を反駁してゐるが、十九年七月に至り標準草擬の試行期間満了したるも、各省市からの試験報告がなく、且つ期間の延長を願ひ出る者もあつたので、教育部は止むを得ず更に一ケ年を延期する旨を通令した。二十年六月、始めて各省市よりの報告及び意見書の呈出に接し、其處で再び教育部は別に専門家を招聘して「中小學課程及び設備標準編訂委員會」を組織し、前項の報告意見を中心にこれが研究と修訂を行ひ、九月に至つてやふやく幼稚園及び小學課程の大體の標準が出来上つた。所がたまたま、一九三一年九月十八日の滿洲事變の勃發により、右の計畫も暫時中止するの止むなきに至つたが、二十一年八月に至り教育部は重ねて委員を聘請し、前案の整理と編訂に従事せしめ、十月に至つて始めて全部が出来上つた。然

してこれは民國二十一年十一月の教育部の公布となつて發表されたのであるが、正にこれに要した時間を通算すれば、遠く四ヶ年の久しきに亘り、前後百數名の人力を費してゐる。現行の標準課程が右の公布によつてゐることは勿論である。

民國二十一年十一月公布の課程標準は次の四種に分れてゐる。

- 一、幼稚園
- 二、小學校
- 三、初級中學
- 四、高級中學

A、幼稚園

課程標準は幼稚園教育の總目標を次の如く規定してゐる。

- 一、幼稚兒童の心身の健康を増進す。
- 二、幼稚なる兒童の快樂と幸福を謀るべし。
- 三、人生の基本的優良なる習慣を培養す。
- 四、家庭を助けて幼稚なる兒童を教養し、並に家庭教育の改進を謀るべし。

更に課程の範圍として一、音樂。二、故事と童話。三、遊戲。四、社會と自然。五、工作。六、靜息。七、餐點。等の項目を擧げ、各々これに對して説明を加へてゐるが、此處では省略して次に移る。

B、小學校

小學校は三民主義に根據し、中華民國教育宗旨及び其の實施方針を遵照して、兒童の心身を發展せしめ、國民道德の基礎及び生活必需の基本知識と技能を培養し、以て知禮、知義、愛國愛群の國民を養成すべし。

- 一、兒童の健康なる體格の培育
- 二、兒童の良好なる品性の陶冶
- 三、兒童の審美趣味の發展
- 四、兒童の生活知能の増進
- 五、兒童の勞働習慣の訓練
- 六、兒童の科學思想の啓發

七、兒童の互助團結精神の培養

八、兒童の愛國愛群觀念の養成

小學教育の目標を以上の如き點にをき、科目及び毎週の授業時間數を次の如く規定してゐる。

科目	年級		
	低年級	中年級	高年級
公民訓練	六〇	六〇	六〇
衛生	六〇	六〇	六〇
體育	一五〇	一五〇	三八〇
國語	三九〇	三九〇	三九〇
社會	九〇	一二〇	一八〇
自然	九〇	一二〇	一五〇
算術	六〇	一五〇	二二〇
勞作	九〇	一二〇	一五〇

美	音	總計
九〇	九〇	一一七〇
九〇	九〇	一二六〇
九〇	九〇	一三八〇
九〇	九〇	一四四〇
九〇	九〇	一五六〇

右の如く毎週教授時間は分を以て單位とし、低年一年級は一週の最小限を千百七〇分、二年級は千二百六十分、中年級三年は千三百八十分、四年は千四百四十分、然して高年級は千五百六十分と規定してゐるが、又、右の外に各種の集團活動として毎週低年級百八十分、中年級二百七十分、高年級三百六十分を別に計上してゐる。更に各學科の教授に當つても課程標準は次項の如き説明を與へ、各省各學校及び各地の事情によつて極めて變通自在に行ひ得る餘地を認めてゐる。

一、各科目は各地方の情形に依つて、分離或は合併することを得。其の辦法左の如し。

(甲)、社會、自然、衛生の三科は、初級小學に於ては合併して常識科となすことを得。

(乙)、勞作科に屬する農事、工藝、作業はそのいづれかの一を單設することを得、然してそれを某々科と名づけ、其他の必要作業は性質の類似せる各科の中に併入することを得。例

へば工藝科を特設すれば、農事の園藝、家事の作業は自然科の中に併入し得るが如し。
 (丙)、美術、勞作の二科は低年級にあつては工作科に合併することを得。

一、時間数も各地の情形によつて、毎週九十分の増減を行ふことを得。

三、時間の標準は三十分を以て基本とするも、科目、教材の性質によつて四十五分或は六十分
 分に延長することを得。

C、初級中學

初級中學各學期每週各科授業及び自習時間表

科目	學年		第一學年		第二學年		第三學年		合計
	時間數	學年	一學期	二學期	三學期	四學期	五學期	六學期	
國語	七	六	六	六	六	六	六	六	三六
衛生	一	一	一	一	一	一	一	一	六
體育	三	三	三	三	三	三	三	三	一八
公民	二	二	二	二	二	二	二	二	一〇
算學	六	四	五	五	五	五	五	五	三〇
植物	二	二							四
動物	二	二							四
化學			四			三			七
物理							四	三	七
歷史	二	二	二	二	二	二	二	二	一二
地理	二	二	二	二	二	二	二	二	一二
勞作	二	二	二	二	四	四	四	四	一六
圖畫	二	二	二	二	二	二	一	一	一〇
音樂	二	二	一	一	一	一	一	一	八
每週授業總時間數	三五	三五	三四	三四	三五	三四	三四	三四	三〇
每週在校自習總時間數	一三	一三	一四	一四	一三	一四	一四	一四	一六

英	數	自然 (制科分)				歷史	地理	勞作	圖畫	音樂	每週授業總時間數	每週在校自習總時間數
		植物	動物	化學	物理							
語	五		二			二	二	二	二	二	三五	一三
學	六	二	二			二	二	二	二	二	三五	一三
五	四	二	二			二	二	二	二	二	三五	一三
五	五			四		二	二	二	二	一	三五	一三
五	五					二	二	二	二	一	三四	一四
五	五					二	二	二	二	一	三五	一三
五	五					二	二	二	二	一	三四	一四
三〇	三〇	四	四	七	七	二	二	二	二	一	三〇	一六

〔説明〕

- 一、初級中學生の毎日の授業及び在校自習の總時間数は八時間、一週四十八時間と規定す。授業時間外の時間を在校自習時間とす。
- 二、在校自習時間は須らく教師の督促と指導を受くべし。
- 三、在校自習は宿舍生通學生の區別なく、均しく一律に参加すべし。
- 四、學生の課外運動及び活動は、在校自習時間内に加入せず。
- 五、在校自習及び課外運動活動時間は、地帯、季節及び通學、寄宿等の關係により、これを斟酌して移動伸縮することを得。

初級中學は中心を右の表に置いて授業を行つてゐるのであるが、特に蒙古語、西藏語、回語の必要ある地點に於ては、英語の外に、蒙、藏、回或は第二外國語を加入した別表を使つてゐる。各學年の各學期三時間づゝ合計十八時間が加はるわけであるが、出來得る限り他の學科時間を省略して、總時間數の上に於て餘り増加せしめない様に考案してゐる様である。

D、高級中學

高級中學各學期每週各科授業及び自習時間表

科目	學年						合計
	第一學年		第二學年		第三學年		
	一學期	二學期	三學期	四學期	五學期	六學期	
公民	二	二	二	二	二	二	一二
體育	二	二	二	二	二	二	一二
衛生		二					二
軍教	三	三	三	三			一二
國文	五	五	五	五	五	五	三〇
英語	五	五	五	五	五	五	三〇
數學	四	四	三	三	四	二	二〇
生物	五	五					一〇
化學			七	六			一三
物理				六	六	六	一八

本國史	四	三	二							八
外國史				二	二	二	二	二	六	六
本國地理	二	二	二						六	六
外國地理				二	二	二	二	二	六	六
論理								二	二	二
圖畫	一	一	二	二	二	二	二	二	一〇	二
音樂	一	一	一	一	一	一	一	一	六	六
每週授業總時間數	三四	三四	三四	三三	三一	三一	三一	三一		
每週課外運動及び在校自習時間數	二六	二六	二六	二七	二九	二九				

〔説明〕

一、高級中學學生は毎日の授業自習及び課外運動の總時間數を十時間と規定し、毎週六十六時間を以て計算す。

二、毎日の課外時間外の一時間を朝操及び課外運動の時間とし、其の餘を自習時間とす。

三、課外運動及び自習時間は、教師の督促と指導を受くべし。

第二表のあることは初級中學と同じである。

五、教育機關の現状

支那の教育機關は、主として支那の國情に適合せしめんことを期して系統づけられてゐるところは勿論であるが、然し實施後日なほ淺く、米國教育の模倣を行つてゐる場合が非常に多い様である。機關を大別すれば、大體に於て次の四部門に分類することが出来るであらふ。

- 一、政治的啓蒙及び成人教育機關
- 二、社會的教育機關
- 三、職業的教育機關
- 四、學術研究機關

學校系統制定の標準として教育部は次の六個の原則を掲げて居る。

- 1、本國の實情に根據す。

- 2、民主需要に適應す。
- 3、教育能率を増進す。
- 4、個性の發展を謀る。
- 5、教育をして普及に易からしむ。
- 6、各地の事情により伸縮を可能ならしむ。

教育の黨化が叫ばれてゐる今日の支那に於て、その教育の機關が三民主義化され、且又、黨の思想を反映してゐるといふことは勿論である。右の四部門の分類法は内容的に見た分類法でソヴィエツト・ロシヤの如きは劃然とこれによつて學校系統を制定してゐるのであるが、支那に於ては未だ我國と同様に系統的に組織立てられてゐるものではない。たゞ説明の都合上の分類法であることをおことわりして置きたい。

政治的な啓蒙、及び成人教育は、過渡期の支那に於ては、職業、社會、學術の全方面にわたつて一應は觸れられなければならない必要條件であつて、現在の所、獨立して述べることは元より不可能である。で先づ一般に初等教育、中等教育、高等教育と規定されたものゝ輪廓を述

べ、然る後に社會、職業、學術等の諸機關にうつることにしやふ。

A、初等教育 小學校は修業年限を六年とし、これを初級、高級に分ち、前四年を初級小學校と云ひ、後二年を高級小學校と云ふ。初級小學校は獨立して設立することが出来る。又、地方の情況によつては、上級にあつては職業準備の教育をなすことが出来る。初級小學修了後、相當年限の補習教育を授くることを得。幼稚園は六歳以下の兒童を收容する。義務教育は四年を以て標準としてあるが、各地方は適當なる時期に至りて延長することが出来る。この年齢は各省區自由にこれを定むることになつてゐる。但し、今日はまだ義務教育の實施をしてゐる所はない。支那が義務教育を實施するには財政上到底その負擔に堪へられないからである。今全國四千萬の兒童に對して、一時に四年の義務教育を施すとせば、二十年間に十一億二千七百萬を要する由なれば、支那の現状としては容易にこれに着手することが出来ないであらう。従つて小學教育の普及も未だ十分でないのは勿論である。例へば山西省の小學校數二六、四八九校の多きに對して、河南省の如きは僅かに十八校を數ふるに過ぎない。河北省の如きは未詳と報告されてゐる。小學教育に對して熱心な省に於ては多數の學校を設立するも、然らざる省に

ありては極めて少数の小學校が設立されてゐるに過ぎない。且つその收容せる兒童數並に就學未就學の比率の如きも、何等文献の徴すべきものがない。支那に於ける未教育者の數は全人口の百分の九十三と推算せるものもある位なれば、その普及の程度の不十分なるは推して知るべきである。されど學校數の多きは、又驚くべく、一九二九年末現在、教育部の調査によれば、未詳の省を除き、總計十三萬七千九百七十九校の多きに達してゐる。

B、中等教育 中學校の修業年限は六年とし、これを初、高の兩級に分ち、初級三年、高級三年としてある。但し設科の性質により、初級四年、高級二年とすることが出来る。初級中學はこれを單設することが出来るが、高級中學は特別の場合を除く外は、初級中學と併設するを原則とする。高級中學は普通、農、工、商、師範、家事等の六科に分つことになつてゐる。されど地方の狀況に應じては、一科を單設し、又は數科を兼設することが出来る。但し、近年初級中學に於ても實業科を加へることが出来る様になつた。職業學校は中學教育に屬するも、期限及び程度は地方の情況を酌量して適宜これを定める。師範教育の修業年限は六年とし、且つ職業教育を普及せしむる目的を以て、相當學校内に職業教員養成科を設くることとし、又、初

級小學教員の不足を補充する爲め、相當年限の師範學校又は師範講習科を設くることを得ることとなつてゐる。初級中學は比較的均分せられ、廣東省の一五九校を最多とし、四川省の一三三校これにつき、僅に一、二校を有するに過ぎない省もある。總數は一、二二三校に達してゐる。但し、生徒數は小學校兒童數と同様未詳である。高級中學に至つては、皆無の省多く、江蘇省の二二二校を最多とし、總數一六六校である。師範學校はその總數四三五校に對し、比較的力を用ひてゐる職業學校に至つては、僅に二二三校に過ぎない。

C、高等教育 大學校は數科を設くるもの若しくは一科を單設するものがある。各分科はこれを學院と稱し、一科を單設するものはこれを某科學院と稱する。修業年限は四年乃至六年、醫科及び法科は少くも五年を要し、師範大學校は四年となつてゐる。その修業はすべて選科制とし、外に大學院を設け、大學卒業生又はこれと同等以上の程度の者の入院研究する所として別に年限を定めない。

大學には國立、省立、私立の三種がある。一九二九年末の調査によれば、大學校の數は、總計四十九校を數へ、其の著名なるものは中央大學、北平大學、北京大學、清華大學、交通大學、

中山大學等である。就中北京大學は一時最も有名であつて、彼の蔡元培博士が校長の位置にあつた時は、陳獨秀、胡適、錢玄洞、李太鈞等、支那黎明運動の先驅者の蟠居して居た所で、思想革命、文學革命の源泉をなしたものである。今日最も盛んなのは南京の中央大學で、南京城内成賢街にある。以前は東南大學と呼ばれてゐたが、國民革命軍が南京を占領するに當り、國民政府は教育行政委員會を組織し、國民政府最高學府の構成を企圖し、東南大學を始め、上海商科大學、河海工程學校、江蘇法政大學、其他の學校を合せ、これを第四中山大學と稱し、後江蘇大學と改稱し、更に國立中央大學と改め、以て今日に至つたものである。現在は文、理、法、教、農、工、商、醫の八學院から成立し、學生數二千に近く、校舎の一大擴張を行ひ、非常に隆盛を極めてゐる。

專門學校は今日專科學校と呼ばれ、一九二九年現在の調査によれば、國立專門學校二、省立專門學校十四、部立專門學校四、私立專門學校六、總計二十六校を數へてゐる。法科、醫科、工科、藝術科、水産科等の專科學校がある。

一、社會的教育機關

社會的教育機關は元來一般的國民教育の基礎體系をなすものであり、未開國支那に於ては特に必要な一項目となつてゐる。先づこれが全般を述べれば大要次の如きものがある。

類別	數量	職員數
一、民衆學校	二八、三八三	四九、〇四五
二、農人補習學校	四、〇〇〇	四、七四〇
三、工人補習學校	一九三	六四五
四、商人補習學校	一五一	四二〇
五、婦女補習學校	二九九	八五九
六、其他補習學校	七一八	一、九九〇
七、盲人學校	一三	四五
八、啞人學校	三	八
九、盲啞學校	八	三〇
一〇、民衆問字處	七、六〇一	六、七六二
一一、民衆識字處	二、八一	二、三七八
一二、民衆茶園	二、四一九	四、一一一
一三、民衆教育館	三八六	一、八五七
一四、公共體育場	一、一三九	一、五四五
一五、圖書館	一、一三一	二、二三〇

一六、博物館	三四	一六〇
一七、民衆閱報處	九、五一八	六、〇二五
一八、通俗講演所	二、七〇五	四、四八五
一九、公共娛樂場	九五八	四、四七五
二〇、美術館	二六	一五五
二一、音樂會	五〇八	二、二五六
二二、電影場	二〇九	一、八三三
二三、新劇場	三一三	二、五六六
二四、公園	三八九	八六三
二五、其他	三一七	一、七五一
總計	六四、二三二	一〇一、二〇三

四〇

右の民衆學校は露天學校及び半日學校を含み、博物館欄には革命紀念館、古物保存所、歴史博物館等を、然して其他の欄は職業指導所、貧兒教養院等を含んでゐる。

A、圖書館 教育部民國十八年度の調査によれば、右の如く圖書館の數は公私立合せて千三百三十一、職員數二千二百三十、年度の經費九六六、四二二・七六〇元となつてゐる。南京、北平上海等の文化の中心地は勿論、各省には大抵省立の圖書館があり、これ等の圖書館中には頗る

完全なものがある。例へば現在では一九三二年の上海事變に依てその大部分を灰塵に歸したが上海開北青雲路にあつた東方圖書館の如きは、洋式五階にして、エレヴェーター設備まで有し三階までが閱覽室及び事務室となり、四階五階が藏書室となつてゐた。又、その内容の完備せることも支那第一と稱せられ、藏書約三十二萬五千、其他内外の雜誌九〇〇種、會報及び官報類四五種、地圖寫眞も頗る多く存在してゐたと云はれてゐる。又、北平にある「國立北平圖書館」は、前京師圖書館を改組してなつたもので館長蔡元培、副館長袁同禮が就任し、新館舎の外観、内容の善美なることは我が日本の國立圖書館をはるかにしのいでゐる。古く學部に保存されたもの、内閣殘存の舊書、文津閣の四庫全書、敦煌の寫經等の貴書をはじめ、現藏せる書籍は既に四十萬以上の多きに達してゐる。更に在北平の「故宮博物院圖書館」、江蘇の「江蘇省立國學圖書館」、浙江の「浙江省立圖書館」、山東の「山東省立圖書館」等も亦、内容の完備、藏書の豊富を以て知られてゐる。其の外、各地にある通俗圖書館の數は殆んど數ふるに遑ない程である。

B、博物館 其の數三十四、經費一〇九、七四三・八〇〇元と云ふ支那としては餘程奮發した

もので、博物館の最大、最善なるものは何んと云つても北平の故宮博物館及び古物陳列所である。前者は前清の宣統帝天津遷居の後、その所藏の銅器、陶器、玉器、衣類、文書の類を陳列したるもの、後者は清朝の皇室、特に康熙、乾隆の全盛時代熱河奉天の離宮に寶藏せられた御物と、其の後蒐集せられた書畫、其の他の美術品を陳列したもので、他には到底見ることの出来ぬ支那獨特の貴重なる博物館である。又、各省には各々省立の博物館があり、例へば浙江省の西湖博物館等がその一例である。

C、民衆教育 支那の社會教育に於て閑却することの出来ないのは此の民衆教育である。民衆教育運動とは元來支那の文字は學習上非常に困難であるから、唯だ僅に上流階級の一部しか文字を識らない。他は皆無文盲である。ある人の推算によれば國民の九十パーセント以上が無學文盲の部に屬するものであることは既に前に述べた通りである。然るに各種の民衆運動が起るに及んで、この運動に加入する民衆の大部分が無學文盲なことは、その指導者に取りて非常な不便であることが感ぜられた。これ彼等が民衆教育の必要を痛感した所以であつた。この時に當り、アメリカのジョン・デューイ博士が支那にやつて来て、數ヶ月滞在し、所々に講演し

た。博士は深く支那民衆の無智なることを痛感し、支那の改造は先づ民衆教育から始めなければならぬと云ふ主張を以て、大いにこれを鼓吹した。かくて民國八年から九年にかけて、支那の民衆教育は勃興し、各大學、中學、女學校、女子師範等、學校といふ學校には、皆な殆んど民衆學校又は平民學校が設けられた、それは夜學で、各種の學校教員及び學生達が競うて義侠的に出務して二千七百校以上の學校が一時に雨後の筍の如くに續々と輩出した。その他、各地には民衆教育館、通俗教育館などがあつて、講演會その他の民衆教育を盛んに行つてゐる。

二、職業的教育機關

國民政府が最近特に職業教育に意を注いでゐることは、既に新しき教育方針の所で述べて來た如くであるが、そもそも職業教育なるものは、社會的教育の基礎の上に、或はそれと並行して行はるべきもので、大要、一、下級職業教育機關。二、中等職業教育機關。三、高等教育機關の三部に分類することが出来る。

A、下級職業教育機關 民國二十一年十二月の決議案は「小學は兒童の環境にそくして、以て生産技能を授け、且つ其の勞働習慣を養成せしめ、務めて小學卒業の兒童をして、一方に國

民常識を具備せしむると共に、他方、社會の生産分子たらしむべし。」と規定してゐるが、然し未だ具體案すら確定してゐない支那に於ては右の決議案は一の空言であつて、これが實施は前途遼遠である。事實社會教育すら完全に國費によつて行ひ得ない國民政府の財政状態にして、ソヴィエト・ロシヤの如く、職業學校、工場學校、徒弟學校及び講習會等の存在し得る筈がない。

B、中等職業教育機關 中等職業學校についても教育部は「これに反して公私立中學にして成績不良なるもの、或は地方的に見てこれが必要を感じざるものは、一律に職業學校に改辦して生産教育の實施に努むべし。」と述べ言論の上に於ては相當の力を入れてゐるが、これも尙ほその職業それ自體に關する範圍が不明であり、教授内容についても明かでない。民國十八年度教育部の調査によれば、全國省市立の職業學校は五十七、縣市立五十、私立六、合計百十三個所。學生數、省市立男五千四百四十七名、女一千二百八十五名、縣市立男二千九百十七名、女九百六十三名、私立男二百二十名、女八百三十三名となつてゐる。更に師範學校は省市立七十七、縣市立百四十六、私立五。學生數、省市立男一萬二千六名、女六千四百二十二名、縣市立

男五千六百五十二名、女二千九百七十四名、私立男五百二十七名、女三百十五名と報告されてゐる。

恐らく右の職業學校は工業、商業、農業の範圍を出ないものと思はれ、職業講習會の類は殆んど行はれてゐないものと見るのが正しい。

C、高等教育機關 高等教育機關には大學と專門學校があるが、大體に於て農科、工科、社會及び經濟科、教育科、藝術科等を含むものである。大學の職業科を省略して專門學校のみについて述べれば大要次の如きものが存在してゐる。

一、國立藝術專科學校	(一九二)	杭州
二、國立音樂專科學校	(二〇二)	上海
三、廣東省立工業專科學校	(二九八)	廣州
四、山西省立農業專科學校	(二九六)	太原
五、山西省立工業專科學校	(一八一)	太原
六、山西省立商業專科學校	(一八四)	太原
七、江西省立農業專科學校	(一六九)	南昌
八、江西省立工業專科學校	(三四一)	南昌

- 九、江西省立商業專校 (不明) 南昌
- 一〇、江西省立法政專校 (二七五) 南昌
- 一一、察哈爾省立農業專校 (四七) 張家口
- 一二、浙江省立醫藥專校 (七四) 杭州
- 一三、河北省立水產專校 (九四) 天津
- 一四、廣西省立法政專校 (不明) 桂林
- 一五、廣西省立師範專校 (不明) 不明
- 一六、雲南省立法政專校 (七八) 昆明
- 一七、北平鹽務學校 (九一) 北平
- 一八、北平上海稅務學校 (一五四) 北平上海
- 一九、吳淞商船學校 (一二二) 吳淞
- 二〇、北平警官高等學校 (三二四) 北平
- 二一、武昌藝術專校 (九七) 武昌
- 二二、蘇州美術專校 (一四八) 蘇州
- 二三、上海美術專科學校 (五〇八) 上海
- 二四、新華藝術專科學校 (一四八) 上海
- 二五、廣州法政專門學校 (四五八) 廣州
- 二六、福建法政專門學校 (四七五) 福州

註 左の()中の數字は民國十九年現在の學生數を示す

三、學術研究機關

支那に於ける學術研究の最大最善の機關は南京にある「中央研究院」及び「北平研究院」の二個所である。

民國十七年十一月九日、國民政府は國立中央研究院組織法を公布して

第一條規定「國立中央研究院は國民政府に直屬し、中華民國の最高學術研究機關たり」

第二條規定「國立中央研究院は、一、科學研究。二、學術の研究を指導し獎勵するの任務を有す。」

と云つてゐるが、その組織内容は次の各部に分れてゐる。

- 一、物理研究所 研究員 六
- 二、化學研究所 同 六
- 三、工程研究所 同 六
- 四、地質研究所 同 六
- 五、天文研究所 同 四
- 六、氣象研究所 同 二
- 七、歷史語言研究所 同 一〇

- 八、心理研究所 同 四
- 九、社會科學研究所 同 九

「國立北平研究院」は學理の研究をなし、これを應用して文化事業の發展を計る國立の學術機關にして、一、生物部。二、理化部。三、天算部。四、人地部。五、群治部。六、文藝部。七、博物館。八、總務部。九、出版部。十、海外部等の各部に分れてゐる。

右の二大研究院を除いた外の學術團體はもとより内容外觀共に比較にならないが、民國二十一年九月現在の調査によれば、學術團體の數は次の如くである。

- 一、社會科學 同 八
- 二、自然科學 同 二
- 教育 三
- 經濟 四
- 圖書館 五
- 藝術 三
- 法學 一
- 殖邊 一
- 宗教 一
- 宗教 一
- 工業化學 二

右を地方別にすれば

- 一、上海 三
 - 二、南京 九
 - 三、北平 三
 - 四、福州 二
 - 五、武昌 二
 - 六、杭州 一
 - 七、濟南 一
 - 八、天津 一
-
- 醫學 八
 - 天學 二
 - 農林 四
 - 生路 一
 - 鐵物 一
 - 織路 一
 - 紡織 一
-
- 體育武術 一
 - 其他 八
 - 總計 七

九、青	島	一
一〇、無	錫	一
一一、太	原	一
一二、東三省特別區		一
總計		七二

〔附録〕

留學生の近況

支那から各國へ派遣されつゝある留學生は清末、民國初年よりこれを計算すれば莫大な數に上るものであり、特に金銀の關係其他の事情によつて昨年度あたりより我が國に留學する支那の學生は取りわけ人目を引いてをるのである。極最近の狀勢については未だ公表を見ず、従つて正確な數は知り得ないが、民國十九年より二十年に至る間に公表された教育部の調査によると大要次の如くである。

一、留學生の人數

國別	民國十八年	民國十九年	民國二十年	合計
日本	一、七〇五	八二六	二三九	二、七七〇
アメリカ	一六九	二七二	一〇七	五四八
フランス	一一五	一七三	七九	三六七
ドイツ	五三	八九	三三	一七〇
ベルギー	二一	六〇	二五	一〇六
英國	一九	五五	二一	九五
其他	三八	一四	六	五八
合計	二、二二〇	一、四八九	五一〇	四、一一九

二、留學生の省籍

省別	留歐米	留日本	合計
廣東	八	二	一〇
浙江	九	一	一〇
江蘇	三三	二	三五
四川	九	一	一〇
湖北	一八	一	一九
湖南	一五	一	一六
合計	一〇〇	八	一〇八

註、民國十九年一月より二十年七月に至る教育部の調査による。數字は公費生のみを指し示せり。

C、法	D、教	E、農	F、工	G、商	H、醫
科	科	科	科	科	科

五二
一三
九
二〇
七
六

【了】

湖、北、建、安、江、東、南、西、南、雲、南、山、西、西、西、陝、西、廣、西、貴、州、察、哈、爾、新、甘、肅、綏、遠

三、留學生の専攻學科

湖、北、建、安、江、東、南、西、南、雲、南、山、西、西、西、陝、西、廣、西、貴、州、察、哈、爾、新、甘、肅、綏、遠	理、文	科、科
---	-----	-----

一〇
七
三
六
二
一
五

一一
一九

四
六
三
四
二
一
三
六
七
七
六

四
一
〇
七
三
七
四
九
二
六
〇
〇
九
六
七
三
四
一

九
九
三
〇
九
七
四
四
五
四
三
二
一
七
六
二
七
五
七
四
一
一

東亞研究講座及臨時刊行物

(昭和九年末現在)

×印臨時刊行物○郵費合本ノ外本會負擔○代金單位錢○代金前納

水野 梅曉	漢民族の形成せる社會的特調に就て	十	
後藤朝太郎	支那視察旅行の改善	十	
吉田 虎雄	對支ドウズ案と關稅特別會議	絶	版
中山久四郎	支那の五族共和	二	
小川 節	支那の排外運動と門戶開放	十	
石田幹之助	歐米支那學界現況一斑	絶	版
鹽谷 溫	元の雜劇に就て	三	
大村 西崖	支那の書畫骨董	二	十五
木村増太郎	支那を如何にすべきか	十	
長野 朗	支那労働運動の現状	十	
笹川 潔	武昌滄桑記	十	
後藤朝太郎	武漢三鎮游記	十	
連水 一孔	支那の硯に就て	三	
田邊 尚雄	現代支那の音樂	三	
井上 紅梅	支那料理の見方	十	
井上 紅梅	支那人の金錢慾	十	
水野 梅曉	孫文の提唱せる三民主義の梗概	十	
小森 忍	支那古陶磁の話	十	
		五	

安岡 正篤 自然と支那文學……………十五

澤村 幸夫 支那農民の生活……………十

上田 恭輔 支那の外國借款鐵道の現状……………十

中山久四郎 支那語中の西洋語……………十

中尾 萬三 漢 藥 の 話……………十五

淺野利三郎 支那南方思想の發達……………二十

上田 恭輔 清朝時代の滿洲より現状まで……………十

朱 北樵 支那服に就て……………二十五

武内 文彬 支那貿易の現状……………十

榛原 茂樹 麻雀 の 話……………十五

井上 紅梅 支那人の迷信……………三十五

金原 省吾 唐代の繪畫……………初版拂底

岡野 一朗 支那の産業革命と新經濟政策……………十五

澤村 幸夫 支 那 漫 談……………十

三島 泰雄 日米支の無線問題……………十五

田中 忠夫 支那の士大夫階級……………初版拂底

長澤規矩也 現代北支那の見世物……………初版拂底

智原喜太郎 支那の地理の概念……………十五

榛原 茂樹 支那展望一九九二年支那年史……………十五

西山 榮久 支那の財政と公債……………十

濱田峰太郎 支那の財政と公債……………十

澤村 幸夫 上海人物印象記第一集……………三十五

水野 梅曉 支那佛教の沿革……………初版拂底

金原 省吾 宋代の繪畫……………初版拂底

長永 義正 支那書物漫談……………十五

長澤規矩也 中華民國書林一瞥……………初版拂底

雨宮 育作 支那の淡水魚……………四十五

清水 泰次 明代の皇族及び官吏……………三十五

飯島 忠夫 支那の曆法……………三十五

澤村 幸夫 上海人物印象記第二集……………三十五

青柳 篤恒 支那近世産様發達史……………三十五

西川 寧 六朝の書道……………二十五

淺野利三郎 新露西亞の亞細亞中心政策……………二十五

榛原 茂樹 中國共產黨概観……………二十五

岩村 成允 常識としての支那現代文……………二十五

後藤朝太郎 硯墨趣味の研究……………二十五

波多野乾一 支那の排日運動……………三十五

澤村 幸夫 支那現代婦人生活……………十五

青柳 篤恒 支那の社會組織と家庭制度……………十五

田崎 仁義 滿洲國建國の理想たる王道……………二十五

岡野 一朗 支那の伸びゆく臺灣……………十五

佐久間 貞次郎	支那回教文献の解説	三十五
高瀬武次郎	字 宙 論 衡	三十五
馬場 春吉	支那の秘密結社	三十五
田中 忠夫	阿片問題と支那農村經濟	三十五
吉田 虎雄	支那の通貨と滿洲國の幣制	三十五
淺井 忠夫	唐人唄と看々踊	三十五
中野 江漢	通 俗 道 教	四 十
西山 榮久	支那の婚姻	三 十
田中 忠夫	支那の小作様式とその性質	三 十
井上 紅梅	上海の貧民相	三 十
澤村 幸夫	支那草木蟲魚記	三 十 五
井村 薰雄	支 那 と 銀	三 十 五
佐久間 貞次郎	邊疆問題の一斷面	二 十

東亞研究講座合本其一

大村西崖	支那の書畫骨董	速水一孔	支那の硯に就て	田邊尙雄	現代支那の音	二、〇〇																
樂 水野梅曉	孫文の提唱せる三民主義の梗概	井上紅梅	支那料理の見方	小森	忍	支那古陶磁の話	淺野利三郎	支那南方思想の發達	朱北樵	支那服に就て	金原省吾	唐代の繪畫	田中忠夫	支那の士大夫階級	長澤規矩也、智原喜太郎	現代北支那の見世物	西山榮久	支那地理の概念	水野梅曉	支那佛教の沿革	金原省吾	宋代の繪畫

昭和十年四月二十六日印刷
昭和十年四月三十日發行

現代支那の教育
定價金三十錢

不許
複製

編輯兼 磯部 榮一
發行者

印刷者 岩本 菊雄
東京市芝區南佐久間町一丁目七番地

印刷所 研文社
東京市芝區南佐久間町一丁目七番地

發行所 東亞研究會
東京市豊島區池袋三丁目千二百五十八番地

振替東京五八九二九番
中華民國北平市東城洋溢胡同四十七號

東京 栗田書店・田村書店支那部 東京 堂・京都 華文堂
東亞研究會北平支部

取次書肆

東京 栗田書店・田村書店支那部
上海 內山書店・濟南 文海堂

終